

指定管理者制度に係る基本方針

[令和7年9月22日改正]

[令和2年10月7日改正]

[平成23年11月1日改正]

[平成20年12月3日常勤副管理者決裁]

1 趣旨

この「指定管理者制度導入に係る基本方針」は、地方自治法の一部改正（平成15年6月13日法律第81号。平成15年9月2日施行）により、公の施設の管理を外部に委ねる場合に、公共的団体及び県の出資法人等に限定されていた従来の「管理委託制度」から、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者を含む。以下「指定管理者」という。）に管理を代行させる「指定管理者制度」に転換されたことから、その効果的な運用に向けての基本的な考え方を示すものである。

2 対象とする施設

原則として、指定管理者制度を導入している施設及び指定管理者制度を導入していない施設で指定管理者による管理が適当と認められる施設とする。

那覇港管理組合（以下「管理組合」という。）が直接管理を行っている施設については、管理運営のあり方の検討を行った上で、指定管理者制度導入の是非を決定する。

3 基本的な考え方

(1) 公平性、公正性、透明性の確保

ア 指定管理者の選定にあたっては、原則として公募により求めるものとする。ただし、公募により難しい特別な理由がある場合は、公募によらないで指定管理者を選定することができるものとする。

イ 指定管理者の選定のための公募の基準及び評価の結果は原則として公表するものとする。

ウ 事業の参入障壁を出来る限り排除し、民間セクターの事業機会の拡充・促進を図るよう努めるものとする。

エ 多くの民間事業者が参入するよう「利用料金制」の活用等、民間事業者にインセンティブが働くよう努めるものとする。

オ 公平性、公正性、透明性の確保が図られているか、随時、施設毎の取組状況を検証するものとする。

(2) 最適な指定管理者の選定

ア 指定管理者の選定にあたっては、最も効果的かつ効率的な管理が実施できるものを選定する。

イ 指定管理者の選定の評価にあたっては、サービスの維持向上の取り組みについても十分に配慮する。

(3) 適正な指定管理経費の負担

ア 民間と競合する施設で施設使用料等の収入で管理運営経費が賄えと考えられる施設については、原則として管理組合は負担しない。

イ 施設使用料等の収入では管理運営経費が賄えないと考えられる施設については、管理運営に係る収支差の見込額の範囲内で管理組合が負担する。

ウ 管理運営経費を大幅に上回る使用料収入があり、施設整備に係る組合債償還に充てるため当該使用料を管理組合の収入とする施設については、利用料金制を採用せず、標準的な管理運営経費の範囲内で管理組合が負担する。また、使用料の徴収成績を管理組合の負担額に反映させる成果主義を採用するものとする。

エ 民間と競合する施設で、民間事業者においては、施設整備に係る減価償却費を費用化しても十分採算がとれている施設については、指定管理者から事業収入の一定額を管理組合に納付させるものとする。管理組合は当該納付額を組合債償還に充当するものとする。

(4) 良質な施設サービスの確保

指定管理者が、公募時に提出した申請書や管理組合との協定、事業計画書等に従い適正かつ確実なサービスの提供を行っているか随時モニタリングを実施し、必要に応じて適切な指示を行うものとする。